

平成30年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第6号説明資料

平成30年2月15日

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
改正資料	3～6
新旧対照表	7～12

町民課

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○改正概要

平成 30 年 4 月から市町村の国民健康保険の保険者に都道府県が加わる新たな国民健康保険制度がスタートする中、本町の国民健康保険事業においては、被保険者の高齢化の進展や医療の高度化により一人当たり保険給付費は年々増加傾向にあります。被保険者数の減少となってきた上、高齢者や低所得者の加入割合が高いことから歳入の根幹となる国民健康保険税収入は減少傾向にあります。

今後の本町の国民健康保険財政を安定的に運営する目的から、平成 30 年度に係る国民健康保険税の税率・税額や軽減該当世帯の保険税負担額を見直すため、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正します。

○改正内容

国民健康保険の保険者に神奈川県が加わることに伴い、本町は賦課、徴収した国民健康保険税等を県に納付し、県から本町の被保険者に係る保険給付費等の交付を受けることになるなど、新たな役割を分担するほか、次の 2 点について改正します。

(1) 国民健康保険税の税率・税額の改正

		A	B	C
		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
ア 所得割率	現行	5.7/100	2.5/100	2.1/100
	改正後	6.1/100	2.7/100	2.2/100
イ 均等割額	現行	22,000 円	11,000 円	11,500 円
	改正後	23,000 円	12,500 円	11,500 円
ウ 平等割額	現行	27,000 円		
	改正後	21,000 円		

改定率	2.93%の増
-----	---------

(2) 軽減該当世帯の負担額の改正

区 分			本来の負担額	7割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割	医療給付費分	現行	22,000円	6,600円	11,000円	17,600円
		改正後	23,000円	6,900円	11,500円	18,400円
	後期高齢者支援金分	現行	11,000円	3,300円	5,500円	8,800円
		改正後	12,500円	3,750円	6,250円	10,000円
	介護納付金分	現行	11,500円	3,450円	5,750円	9,200円
		改正後	11,500円	3,450円	5,750円	9,200円
平等割	医療給付費分	現行	27,000円	8,100円	13,500円	21,600円
		改正後	21,000円	6,300円	10,500円	16,800円
	後期高齢者支援金分	現行	\			
		改正後				
	介護納付金分	現行				
		改正後				

軽減対象となる世帯の判定所得金額（参考）

	7割軽減対象	5割軽減対象	2割軽減対象
1人世帯の場合	33万円以下	60万円以下	82万円以下
2人世帯の場合	33万円以下	87万円以下	131万円以下
3人世帯の場合	33万円以下	114万円以下	180万円以下

世帯人数は、国民健康保険の被保険者数です。

○改正資料

1. 改正後の国民健康保険税の計算方法

一般的な現役世代に該当する世帯

(世帯1) 大磯太郎(45歳)の給与収入：400万円(給与所得が266万円)
大磯花子(38歳)の給与収入：100万円(給与所得が35万円)
大磯次郎(15歳)

A:医療給付費分(すべての被保険者が対象)

ア:所得割 = (266万円 - 33万円) × 所得割率(6.1%) … 142,130円
(35万円 - 33万円) × 所得割率(6.1%) … 1,220円
小計 143,350円

イ:均等割 = 3人 × 均等割額(23,000円) … 69,000円

ウ:平等割 = 平等割額 … 21,000円

小計 233,300円(百円未満切り捨て)

B:後期高齢者支援金分(すべての被保険者が対象)

ア:所得割 = (266万円 - 33万円) × 所得割率(2.7%) … 62,910円
(35万円 - 33万円) × 所得割率(2.7%) … 540円
小計 63,450円

イ:均等割 = 3人 × 均等割額(12,500円) … 37,500円

小計 100,900円(百円未満切り捨て)

C:介護納付金分(40歳～64歳の被保険者が対象)

ア:所得割 = (266万円 - 33万円) × 所得割率(2.2%) … 51,260円

イ:均等割 = 1人 × 均等割額(11,500円) … 11,500円

小計 62,700円(百円未満切り捨て)

合計 国民健康保険税は、396,900円(年額)

国民健康保険の軽減に該当する世帯

(世帯2) こくほ太郎(70歳)の年金収入：80万円(年金所得は0円)
こくほ花子(68歳)の年金収入：30万円(年金所得は0円)
2人の合計所得金額は0円のため、7割軽減の該当世帯となります。

A:医療給付費分(すべての被保険者が対象)

ア：所得割＝いずれも所得金額が基礎控除以下なので、0円
イ：均等割＝2人×均等割額(23,000円)×(1-0.7)=13,800円
ウ：平等割＝平等割額…21,000円×(1-0.7)=6,300円
小計 20,100円(百円未満切り捨て)

B:後期高齢者支援金分(すべての被保険者が対象)

ア：所得割＝いずれも所得金額が基礎控除以下なので、0円
イ：均等割＝2人×均等割額(12,500円)×(1-0.7)=7,500円
小計 7,500円(百円未満切り捨て)

C:介護納付金分(40歳～64歳の被保険者が対象)

いずれも65歳以上なので、0円

合計 国民健康保険税は、27,600円(年額)

2. 国民健康保険税率等の改正による財政への影響

①	納付金の通知額	医療分 ¥768,672,000	後期分 ¥273,541,000	介護分 ¥86,195,000	合計 ¥1,128,408,000
---	---------	---------------------	---------------------	--------------------	----------------------

		医療分	後期分	介護分	合計	基金残高	
②	経費						
	納付金額	¥768,672,000	¥273,541,000	¥86,195,000	¥1,187,439,000	H29当初	¥101,057,914
その他経費	¥59,031,000			H29.9末		¥201,058,219	
③	収入	¥214,217,000	¥46,999,000	¥16,428,000	¥277,644,000	積増し	¥100,000,000
④	収納必要額 ②－③	¥613,486,000	¥226,542,000	¥69,767,000	¥909,795,000		

		改定率計算		医療分 A	後期分 B	介護分 C	合計 D	不足額	法定外繰入	基金取崩し	
⑤	現行税率			¥513,455,000	¥190,051,000	¥55,232,000	¥758,738,000	¥151,057,000	¥41,956,000	¥109,101,000	
		所得割	5.70%		2.50%						2.10%
		均等割	¥22,000		¥11,000						¥11,500
		平等割	¥27,000		-						-
		応能:応益									
⑥	改定率 2.93%			¥517,679,000	¥206,681,000	¥56,612,000	¥780,972,000	¥128,823,000	¥41,956,000	¥86,867,000	
		所得割	6.10%		2.70%						2.20%
		均等割	¥23,000		¥12,500						¥11,500
		平等割	¥21,000		-						-
		応能:応益									

3. 国民健康保険税率等の改正による世帯への影響

●世帯1

名前	続柄	給与収入	給与所得
大磯太郎(45歳)	世帯主	4,000,000	2,660,000
大磯花子(38歳)	妻	1,000,000	350,000
大磯次郎(15歳)	子	0	0

現役世代+子ども
 軽減非該当
 介護納付金対象者1人

世帯員3人 軽減非該当

	総額	医療分				後期分			介護分		
		所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	合計	所得割	均等割	合計
現行	379,000	133,950	66,000	27,000	226,900	58,750	33,000	91,700	48,930	11,500	60,400
改正後	396,900	143,350	69,000	21,000	233,300	63,450	37,500	100,900	51,260	11,500	62,700
差額	17,900										

百円未満切捨

●世帯2

名前	続柄	年金収入	年金所得
こくほ太郎(70歳)	世帯主	800,000	0
こくほ花子(68歳)	妻	300,000	0

高齢者夫婦
 軽減該当(7割軽減)
 介護納付金該当なし

世帯員2人 軽減非該当

	総額	医療分				後期分			介護分		
		所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	合計	所得割	均等割	合計
現行	27,900	0	13,200	8,100	21,300	0	6,600	6,600	—	—	—
改正後	27,600	0	13,800	6,300	20,100	0	7,500	7,500	—	—	—
差額	-300										

百円未満切捨

●世帯3

名前	続柄	給与収入	給与所得	年金収入	年金所得
神奈川太郎(67歳)	世帯主	3,000,000	1,920,000	2,000,000	800,000
神奈川花子(64歳)	妻	1,000,000	350,000	0	0

高齢者夫婦
 軽減非該当
 介護納付金対象者1人

世帯員2人 軽減非該当

	総額	医療分				後期分			介護分		
		所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	合計	所得割	均等割	合計
現行	302,400	137,370	44,000	27,000	208,300	60,250	22,000	82,200	420	11,500	11,900
改正後	315,900	147,010	46,000	21,000	214,000	65,070	25,000	90,000	440	11,500	11,900
差額	13,500										

百円未満切捨

大磯町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 省略 (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>第1条 省略 (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ）の合算額とする。</p>

∞

改正案	現行
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、基礎課税額は、その額とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、その額とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、介護納付金課税額は、その額とする。</p>	<p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、基礎課税額は、その額とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、その額とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、<u>介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）</u>である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、介護納付金課税額は、その額とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p>
<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第7条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.1</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第7条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.7</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 省略 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p>	<p>2 省略 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p>
<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万3,000円</u>とする。</p>	<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万2,000円</u>とする。</p>

改正案	現行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第22条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第22条において同じ。)以外の世帯 <u>2万1,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万5,750円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第22条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第22条において同じ。)以外の世帯 <u>2万7,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万3,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>2万250円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>
<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.7</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万2,500円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万1,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。</p>
<p>第10条～第21条 省略</p>	<p>第10条～第21条 省略</p>

改正案	現行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万6,100円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万4,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,350円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1万1,025円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,750円</u></p> <p>エ 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万5,400円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万8,900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>9,450円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1万4,175円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,700円</u></p> <p>エ 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>

改正案	現行
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万1,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,250円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,875円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,250円</u></p> <p>エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,600円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,100円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,150円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,500円</u></p> <p>エ 省略</p> <p>第22条の2～第27条 省略</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万1,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万3,500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,750円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1万125円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,500円</u></p> <p>エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,400円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,700円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,050円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,200円</u></p> <p>エ 省略</p> <p>第22条の2～第27条 省略</p>

改正案	現行
<p data-bbox="203 185 297 213">附 則</p> <p data-bbox="120 225 275 253">1～13 省略</p> <p data-bbox="120 261 264 290">(施行期日)</p> <p data-bbox="120 308 763 336">1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="120 352 264 381">(経過措置)</p> <p data-bbox="120 399 1117 518">2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="1205 185 1299 213">附 則</p> <p data-bbox="1122 225 1276 253">1～13 省略</p>